

## 再エネ特措法における平成29年度調達価格適用に関するお知らせ

平成29年度の調達価格を適用するには、資源エネルギー庁が定める次の認定申請期限までに事業計画認定を申請し、接続の同意を証する書類を次の期限までに提出した上で、今年度中に事業計画認定を取得する必要があります。

- |                                      |                  |
|--------------------------------------|------------------|
| ○バイオマスの新規認定申請/変更認定申請                 | : 平成29年12月12日(火) |
| ○バイオマス以外の新規/変更認定申請及びバイオマスを含む全区分の変更届出 | : 平成30年1月12日(金)  |
| ○接続の同意を証する書類の提出（当初の申請時に添付しなかった場合）    | : 平成30年2月16日(金)  |

※詳細は資源エネルギー庁ホームページをご確認ください。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/)

### ✓ 低圧発電設備

低圧（50kW未満）における、申込みから接続契約締結までの標準処理期間は1ヶ月※であることから、**接続の同意を証する書類の提出期限（平成30年2月16日(金)）までに接続契約締結を希望される場合は、遅くとも平成30年1月16日（火）までには当社へ申込みを実施いただきますようお願いいたします。**

なお、平成30年1月16日（火）以前に申込みいただいた場合であっても、接続の同意を証する書類の提出期限までに接続契約締結を希望されるお客さまからの申込みの集中や連系制約等の理由により資源エネルギー庁が定める接続の同意を証する書類の提出期限までに接続契約を締結できない場合がありますので、できるだけ早期に申込みいただきますようお願いいたします。

### ✓ 高圧・特別高圧発電設備

高圧・特別高圧においては、申込みから先立ち接続検討が必要であること、また申込み後の技術検討に時間を要することから、低圧発電設備と比較し接続契約締結までに相当の期間を要しますのでご了承ください。

なお、接続検討申込から接続契約締結までの標準処理期間は、8～9ヶ月※です。

※申込み内容により標準処理期間は異なります。

※申込み内容や必要書類に不備がある場合は受付できません。

※既に申込済、接続契約締結済であっても、当初の申込み内容を変更する場合、改めて技術検討や再接続契約が必要となり、資源エネルギー庁が定める接続の同意を証する書類の提出期限までに接続契約が出来ない場合がありますのでご注意ください。

以 上

<当社からのお願い>  
年度末は申込みが多く、当社業務が輻輳いたしますので、お申込みの受付進捗状況は「インターネット低圧工事申込みシステム」の“工程管理”“工程照会”画面からご確認ください。

**シンセツくんから申込みする場合** **低圧工事申込メイン画面**

本日の申込に対する**標準送電日**は、外線工事不要分は**11月10日**、外線工事必要分は**12月14日**となります。  
なお、標準送電日は、目安の日であり天候や下記「関西電力からのお知らせ」の内容等により、標準送電日以上の日数がかかる場合がありますので予めご了承願います。

→ [電気工事申込](#) → [会員情報変更](#) → [工程管理](#)

**たくそう君から申込みする場合** **申込メイン画面**

本日のお申込みに対する標準工事日は、外線工事不要分は11月19日、外線工事必要分は12月18日となります。  
なお、標準工事日は、目安の日であり天候等によっては、接続供給開始が遅れる場合がありますので予めご了承願います。

新規申込・一時保存申込データからの申込

申込一覧

共通

<申 込> <印刷> <照会>

竣工届 内容訂正 申込書 工程照会・お知らせ情報

※ページの下方にあります